

国・県・市3分の1ずつ負担する補助事業であり、31事業の中で対象になるものを選択し、菊川市の負担額を算定して幾つか採択する仕組みであると思うが、所管課が持つ予算の枠によって決まるため、どの事業を選択していくかという選考基準が分かりにくいと感じる。

今回、床だけが補助対象であるが、事業内容が各園にあまり細かく伝わっていなかったのではないか。制度内容について各園への説明が足りないと感じる。園は見積りをとらないと希望が出せないため、補助事業を出すときは、どれくらい受け入れられるかなど丁寧な説明が必要である。

限定箇所の補修をするために補助を出すのではなく、園ごとに補修箇所の希望があるので、事前に聞き取りをし、一番当てはまる補助を提案することも必要ではないか。



◎ 小・中学校管理総務費、雨漏り補修や遊具点検、消防設備点検の指摘による補修内容と不具合は授業に支障はないか。また、補修計画はあるのか。

▲ 廊下や屋内運動場などの雨漏りは、染みができる程度であったが9月25日の豪雨により修繕が必要な状況となった。遊具は8月に点検を実施し、修繕が必要となるC判定は、小学校44箇所・中学校25箇所、利用禁止となるD判定は、小笠南小学校のうんていと横地小学校の藤棚の2か所であった。C判定の内容は、鉄棒などの塗装剥離や腐食が主で、小中学校とも順次修繕

を実施していく。D判定の小笠南小学校のうんていは、腐食除去及び塗装による修繕を行うため補正を行い、早急に修繕を実施する。横地小学校の藤棚は、撤去のため令和5年度予算で工事を行う。消防設備点検は、小中学校とも誘導灯の故障や防火扉の不具合が主な指摘事項であった。雨漏り箇所は、廊下や器具庫などであるため、授業への支障はない。遊具の補修計画はなく、学校から改修や更新の依頼を受け、修繕の必要があると判断したものを順次修繕していく。

施設管理の保全方法には予防保全や事後保全があるが、現在は事後保全的な部分が多く、使えなくなった状態で保全をするとなると、補正をかけ修理が完了するまでに時間がかかり、利用者には負担や影響があるため、予防保全的な補修をしっかりとやっていたきたい。

毎年の点検結果だけで修繕を

進めているが、本来であれば今までの点検結果をまとめ、経緯を追って事前に補修管理することができないのではないか。毎年壊れたら直すということが続いている。全体を把握し、計画的に予防管理することで無駄がないようにしていただきたい。

物事を事前に掌握するシステムをまず組み、そのシステムに伴い当初予算がどうあるべきかという説明を行う。年度の途中で修繕の要望があったからやるというような予算づけは早い時期に切り替えないと、補正できる予算がなければ修繕できなくなってしまう。教育委員会で管理する施設を社会教育課や学校教育課を問わず、トータルで点検や管理を行うシステムを組まない、大きな危険性が出てこない限り補修はできないという結果になる可能性がある。教育委員会の中で、施設の管理方法について検討することが必要である。